

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年1月27日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

公用車による物損事故の損害賠償額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年1月17日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による物損事故の損害賠償額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成28年12月13日（火）午後0時10分頃
- 2 事故発生場所 茨城県石岡市若宮一丁目7番9号先
- 3 相手方 （住所）
 (氏名)
- 4 事故の概要 公用車で走行中、駐車中であつた相手車を避ける際に、相手方運転席側ドアミラーに接触し、破損させた。
- 5 損害賠償額 63,292円
- 6 和解内容 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。